

社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会役員等報酬、旅費及び  
費用弁償に関する規程

平成 29 年 6 月 25 日 制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会役員等の報酬、旅費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第 2 条 この規定で役員等とは、次の者をいう。

第 1 区分 評議員、理事及び監事

第 2 区分 顧問及び相談役

(報酬の額及び支給方法)

第 3 条 報酬の額及び支給方法は、別表第 1 のとおりとする。

(旅費及び費用弁償)

第 4 条 旅費及び費用弁償の額は、別表第 2 のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 6 月 25 日から施行する。
- 2 平成 9 年 3 月 23 日制定の社会福祉法人岩手県視覚障害者福祉協会役員の費用弁償に関する規程は廃止する。

(別表第1) 役員等の報酬の額及び支給方法

区 分	報 酬 の 額	支 給 の 時 期 等
第1区分	本会の用務で会議等に出席、または旅行した場合 日額 3,000円 監事が監査の業務に出席した場合 日額 5,000円 ただし、本会の会員の評議員、理事及び監事（監査業務の場合を除く）が本会用務で会議等に出席、または旅行した場合 無報酬	本会の用務で会議等に出席した都度
第2区分	本会の用務で会議等に出席、または旅行した場合 無報酬	

(別表第2) 役員等の旅費及び費用弁償支給基準

区 分	支 給 基 準
第1区分	本会の旅費規程を適用する。 ただし、本会の会員で盛岡市内に居住する評議員、理事及び監事が盛岡市内での会議等に出席する場合の旅費は1,000円とする。
第2区分	本会の旅費規程を適用する。 ただし、本会の会員で盛岡市内に居住する顧問及び相談役が盛岡市内での会議等に出席場合の旅費は1,000円とする。